三人第２５号の２
令和５年６月１２日

三田市職員労働組合
執行委員長　池　本　能　身　　様

三田市長　　森　　哲　　男

令和５年度夏期一時金に関する統一要求に対する回答について

令和５年６月５日付、三市職労第３２４号による標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1　基本要求について

（回答）

一般職の職員の給与に関する条例の定めるところにより、次のとおり支給する。

(1)　令和５年６月期の支給月数（勤勉手当の支給月数は人事評価結果により異なる）

行政職　期末手当 勤勉手当	１．２月 １．０月	再任用職員　期末手当 勤勉手当	０．６７５月 ０．４７５月
合　　計	２．２月	合　　計	１．１５０月

(2)　支給日

令和５年６月３０日（金）

2　会計年度任用職員に対する一時金を勤勉手当も含め正規職員並に支給すること等

（回答）

①会計年度任用職員の令和５年６月期の期末手当については、１．２月とする。

②会計年度任用職員の勤勉手当及び割増報酬については、支給しない。

3　職務加算を撤廃し、算定基礎加算を改善することについて

（回答）

職務加算については、職務段階等に応じて支給するものであり、撤廃ないし変更することは考えていない。

4　勤勉手当の成績率による支給は行わないことについてについて

（回答）

勤勉手当については、人事評価の結果及び勤務の状況に応じて適正に支給する。

5　新入職員の支給率を改善することについて

（回答）

新入職員の支給率の変更は考えていない。